

急傾斜地崩壊対策事業について

1 急傾斜地崩壊対策事業とは

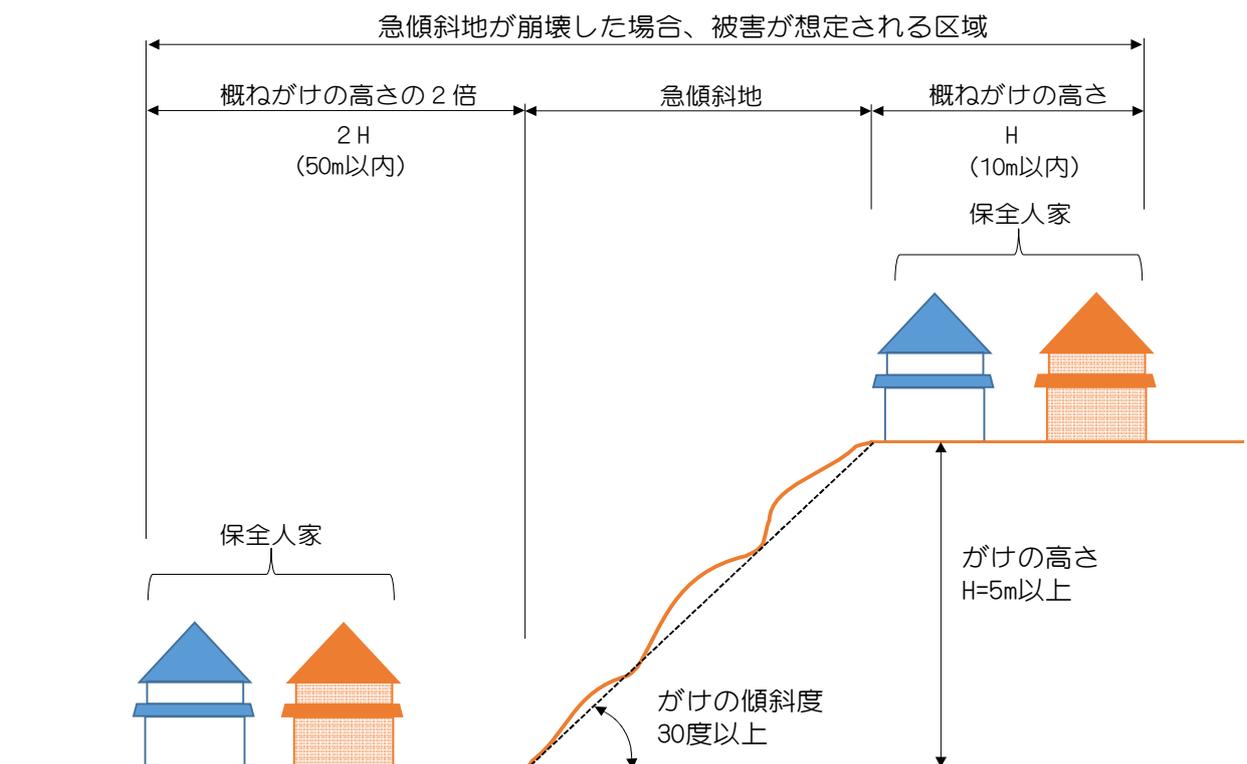
この事業は、危険ながけ地の崩壊による災害から市民の生命を守るために行う事業です。

危険ながけ地は、そのほとんどが個人で所有されており、本来であれば土地所有者等が対策工事を行わなければなりません。しかし、対策工事には多大な費用や技術が必要となることから、土地所有者等の皆様に代わって鳥取県や米子市が崩壊対策工事を行うものです。

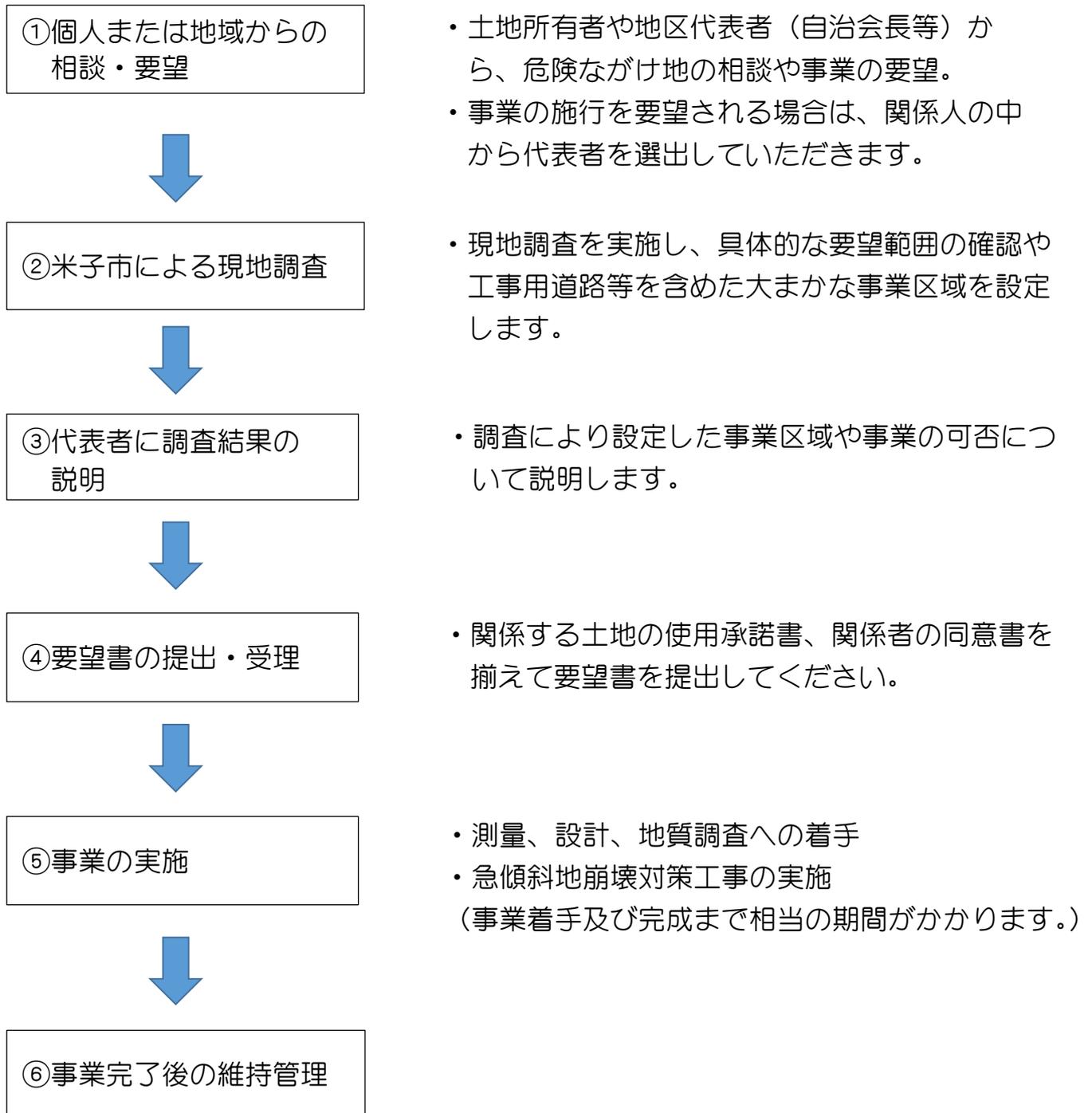
2 事業の採択基準

鳥取県及び米子市が行う事業は次の採択基準があります。

区分	県事業	市事業
斜面要件	高さ5m以上 傾斜度30度以上	
保全人家	5戸以上	1戸以上5戸未満
その他	自然斜面であること 移転適地がないこと	
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領



3 事業の流れ（市事業）



○除草や水路清掃等の日常的な維持管理は、工事前と同様に土地所有者や関係者の方に行っていただきます。

○土地使用承諾書をいただいた土地所有者が変更となった場合は、米子市に届け出てください。

4 主な急傾斜地の対策工法

1. 法面工（法枠工）

斜面の表層をコンクリートの枠で抑えて斜面を崩れにくくします。枠の中に植生をすることによって風雨による風化および雨水または地下水による侵食から斜面を保護します。



2. 待受け擁壁工

斜面の下にコンクリートの擁壁を設置することによって、斜面下の崩壊を抑えたり、斜面上部からの崩壊土砂を人家手前で食い止めるための施設です。



5 要望に係る注意事項・お願い

1. 要望地区の代表者（自治会長等）が急傾斜地の土地所有者や事業に関係する区域の土地所有者全員の土地使用承諾書及び同意書を揃えた上で要望書を提出してください。
2. 要望書を受理しても他の要望箇所もあり事業着手・完成まで相当の期間がかかります。ご理解ください。
3. 現地調査や測量の結果によって、実施要件の対象外であることが判明した場合、事業を行うことができません。
※詳細な測量調査の結果、実施要件に該当しない場合があります。
4. 事業を実施しても土砂災害警戒区域（イエロー区域）は原則解除されません。また、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）が全て解除されるとは限りません。急傾斜地崩壊防止施設を設置しても、がけ崩れは起きる可能性があります。日頃から大雨・地震等の備えを行うようにしてください。
※土砂災害警戒区域等は「とっとりWEBマップ」で確認できます。
5. 事業を円滑に行うため、以下の条件に承諾・協力が必要となります。
 - 現地調査・現地測量等を行うための土地の立ち入り
 - 設計（対策工法の選定）や工事の実施方法は市に一任すること
 - 事業に必要な土地の使用承諾（無償）
※用地買収は行いません。土地の寄附も受けません。
 - 工事に支障となる建物等（塀・倉庫等）は所有者が自ら移設・撤去すること
 - 工事中は、騒音・振動・粉塵等が生じること
 - 工事後の日常的な維持管理（除草や水路清掃等）を行うこと

6 連絡先

米子市 都市整備部 都市整備課

住所 米子市鞆町一丁目160（米子市役所鞆町庁舎（西部総合事務所3号館）2階）

電話 0859-23-5282 FAX 0859-23-5254

mail toshiseibi@city.yonago.lg.jp